

議案第 9 1 号

専決処分に対し承認を求めることについて

石岡市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の臨時特例に関する条例及び石岡市教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 2 7 年 1 1 月 4 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

石岡の陣屋門保存修理に関する一連の出来事について、自治体の責任ある立場として、その責を重く受け止め自らを処したため。

石岡市告示第 3 4 7 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により石岡市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の臨時特例に関する条例及び石岡市教育長の給与，勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように処分する。

平成 2 7 年 9 月 3 0 日

石岡市長 今 泉 文 彦

石岡市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の臨時特例に関する条例及び石岡市教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例

(平成27年9月30日石岡市条例第31号)

(石岡市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の臨時特例に関する条例の一部改正)

第1条 石岡市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の臨時特例に関する条例（平成27年石岡市条例第7号）の一部を次のように改める。

本則を本則第1項とし、本則に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、石岡市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例別表第1に規定する市長及び副市長の給料月額は、平成27年10月1日から同年10月31日までの間、当該金額から市長は30パーセント、副市長は28パーセントをそれぞれ減じた額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(石岡市教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の臨時特例に関する条例の一部改正)

第2条 石岡市教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の臨時特例に関する条例（平成27年石岡市条例第8号）の一部を次のように改める。

本則を本則第1項とし、本則に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、石岡市教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例第1条第2項に規定する教育長の給料月額は、平成27年10月1日から同年10月31日までの間、当該金額から25パーセントを減じた額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。